

社会福祉法人 大和福祉会

放課後児童健全育成事業運営規程

(目的)

- 第1条 社会福祉法人大和福祉会が運営する放課後児童健全育成事業の運営管理については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるものとする。

(施設の名称、所在地)

- 第2条 本法人が運営する放課後児童健全育成事業（以下「子どもの家」）の名称及び所在地は下記のとおりとする。

やまと保育園子どもの家 大阪市住之江区北島3丁目17番1号

(方針)

- 第3条 子どもの家は、児童福祉の基本理念にのっとり利用児童の処遇に万全を期し、豊かな愛情と専門的知識や技術をもって、心身の健全な発達が助長されるように努力する。

(職員の区分)

- 第4条 子どもの家に、施設長、放課後児童支援員、支援員補助員、その他必要な職員を置くことができる。

(職員の任命)

- 第5条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条に該当するもののうちから理事長が任命する。
- 2 指導員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条3に該当する資格を有する者であることを要する。但し、指導員補助員はこの限りではない。

(職務)

- 第6条 子どもの家の職員の員数と職務は、次のとおりとする。
- (1) 施設長（1名）（管理者と称する）
 - ・施設の業務を統轄する。
 - (2) 放課後児童支援員（常勤1名、非常勤1名）
 - ・児童の健康管理、出席管理をはじめとした安全を確保すること
 - ・遊びを通じ、自主性、社会性、創造性を培うこと
 - ・児童の学習活動を自主的に行える環境を作り、必要な援助を行うこと
 - ・基本的生活習慣を身につけるための援助を行うこと
 - ・活動について、家庭との日常的に情報交換を行うこと
 - ・児童虐待の早期発見に努め、福祉的介入が必要な時は、関係機関と連携して対応を図ること
 - ・その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと

(5) 支援員補助員

- ・放課後児童支援員の補助業務に従事する。

(開所日及び開所時間)

第7条 子どもの家の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日～土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

(2) 開所時間

ア 小学校の開校日（平日）

7:00 ～ 8:00 （敷津浦小のみ）

学校終了後 ～ 19:00

イ 小学校の休校日（土曜日を除く）

7:00 ～ 19:00

ウ 土曜日

7:00 ～ 17:00

- 2 子どもの家は、特に必要があると認めた時は、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日及び開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第8条 子どもの家で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 安全指導

(2) 健康管理、衛生管理

(3) 遊びの指導

(4) 学習の機会、習慣の確保

(5) 基本的生活習慣の指導

(6) 保護者に対する子育て支援

(7) その他放課後等における健全育成に必要な支援

(保護者が支払うべき額等)

第9条 子どもの家が保護者から徴収する額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定する保護者負担額は、前月分を子どもの家の指定する日までに、現金にて支払うものとする。

(定員)

第10条 子どもの家の利用定員は、45名とする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、敷津浦小学校区とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童本人が通える範囲の小学校区であれば、入所できるものとする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第12条 児童及びその保護者は、事業の利用に当っては別紙に掲げる内容に留意するものとする。

(平等の原則)

第13条 子どもの家は、児童又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的な取り扱いをしない。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 事業を実施している時に、児童に事故が発生した場合及びその他必要な場合は、保護者に連絡の上速やかに医療機関または児童の主治医へ連絡を行うなどの必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 子どもの家は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に避難、救出などその他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した支援に関する児童及びその家族（以下「利用者」とする）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けつける窓口を設置するとともに、利用者・職員に周知するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 子どもの家は、その業務上知り得た児童等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た児童等の秘密を保持するものとする。

3 職員であったものに、業務上知り得た児童等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約書に明記する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 子どもの家は、児童の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 苦情解決体制の整備

(3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員向けの研修の実施

(出席停止)

第19条 児童または児童の同居家族が伝染病などにかかり、他の児童に感染する恐れがあると施設長が認めたときは出席停止を命じることができる。

(保護者との連絡)

第20条 子どもの家は保護者と常に連絡を保ち、施設の運営をはじめ保育方針、保育目標、児童の成長などについて保護者の協力を得るものとする。

(退所)

- 第 2 1 条 児童は、原則として 6 年生の 3 月末日をもって退所とする。
- 2 年度末に翌年度の利用更新をしない場合、3 月末日をもって退所とする。
- 3 年度途中で退所を希望する場合、申し出のあった月末をもって退所とする。

(その他)

- 第 2 2 条 この規程に定めるもののほか、子どもの家の運営に必要な事項は施設長がその都度定める

(附則) 平成 27 年 3 月 23 日 理事会 制定

第9条 別表

利用料（月額コース）	6年		6,000円/月
	5年		7,000円/月
	4年		8,000円/月
	3年		10,000円/月
	2年		11,000円/月
	1年		12,000円/月
利用料（日割コース）	登録料	1年～6年	2,000円/月
	利用料日額	1年～6年	1,000円/日
	春休み（4月）	1年～2年	5,000円/期間
		3年～4年	4,000円/期間
		5年～6年	3,000円/期間
	夏休み	1年	27,000円/期間
		2年	25,000円/期間
		3年	23,000円/期間
		4年	21,000円/期間
		5年	19,000円/期間
		6年	17,000円/期間
	冬休み	1年～2年	3,500円/期間
		3年～4年	3,000円/期間
		5年～6年	2,500円/期間
	春休み（3月）	1年～2年	5,000円/期間
		3年～4年	4,000円/期間
		5年～6年	3,000円/期間
延長保育料（早番） （遅番、月額） （遅番、日割）	1年～6年		2,000円/月
			2,000円/月
			500円/日
給食費	1年～6年		300円/日
行事費	1年～6年		実費+30円（保険料）
写真代	L版		50円/枚
	2L版		80円/枚
	ダウンロード版		40円/枚
	送料		100円/回

第12条 別表

登降園・送迎について	・学校開校日は、必ず学校から直接子どもの家に来てください。 ・1～2年生は、保護者もしくは高学年以上の児童が送迎してください。
災害時の対応について	台風 6時30分現在に「大阪市」に暴風警報が発令されている時は、朝から休園します。 暴風警報が解除された後は、設備等に被害がない場合は、保育を再開しますが、長期休み中の給食の提供については、下記の通りです。 10時30分までに解除 給食を用意します。 10時30分以後に解除 給食の提供はありません。 保育中に警報が発令された場合、その時点で保育終了となります。 大和川氾濫 大和川が氾濫した場合、浸水している間は、休園いたします。 保育中に浸水した場合は、その時点で保育終了となります。 地震 保育時間外に大地震が起こった場合は、職員体制が整い次第保育を開始します。 保育中に大地震が起こった場合は、その時点で保育終了となります。
配布物について	月初に、前月分の納入袋、クラスだより「わかば」、行事申込書などを配布しますので、確認してください。
行事の申し込みについて	期日までに、出欠の提出をしてください。
自転車登園について	2年生以上の敷津浦小学校以外の児童のうち、希望者については、自転車登園を許可します。
長期休み中の給食について	予約制となっていますので、あらかじめ所定の手紙で予約をしてください。 前日キャンセルは無料 当日キャンセルは300円/食とします。
指紋認証装置について	児童本人と保護者2名まで登録します。
入退園管理システムについて	入退園の際に、入退園管理システムを操作してください。 登園 ・児童が学校から帰ってきたとき ・家から登園してきたとき 降園

	・保護者が園内に入ったとき ・児童が園から出るとき
けがの対応について	活動中に怪我をした場合、通院しますので、保険証およびこども医療証の借用をお願いします。
その他禁止事項	・敷地内はすべて禁酒・禁煙とします。 ・保護者行事の間も禁酒・禁煙とします。 ・営利活動は禁止します。 ・宗教活動は禁止します。 ・政治活動は禁止します。